

令和 5 年 1 0 月 1 3 日 提出

唐津市議会定例会提出議案

唐 津 市

議 案 目 次

報告第 20 号 専決処分の報告について	1
----------------------------	---

報告第20号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成17年条例第9号）第1号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年10月13日 提出

唐津市長 峰 達 郎

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成17年条例第9号）第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年10月2日

唐津市長 峰 達 郎

1 和解の理由

唐津市立玉島小学校の職員は、令和5年5月24日午後1時22分頃、同校の保護者向けのメーリングリストに不審者情報のメールを送信した。しかし、その後、当該不審者情報が誤情報であることが判明したため、相手方に対し損害賠償として和解金を支払うことで和解するものである。

2 和解の内容

- (1) 唐津市は、4の損害賠償及び和解の相手方に対し3の損害賠償の額を支払う。
- (2) 前号以外に唐津市と4の損害賠償及び和解の相手方には何ら債権債務が存在しないことを相互に確認する。

3 損害賠償の額

金300,000円

4 損害賠償及び和解の相手方





